必ずお読みください

高額療養費の 自動振込について 令和5年1月から申請方法が

簡單に念り該す

【申請手続きの簡素化について】

- **令和5年1月以降に**高額療養費の申請書を提出をした世帯については、以降、新たに高額療養費が発生した場合、申請書が送付されず、原則、自動振込となります。支給金額については、支給決定通知書でご確認ください。
- ●自動振込となった高額療養費は**令和5年1月以降の初回の申請で指定した口座** と同一の口座に振り込みをします。自動振込先の口座を変更する場合は、「高額 療養費振込先口座変更届」のご提出が必要です。
- ●手続きが完了し、自動振込を開始するまで2か月ほどかかります。手続きが完了するまでは申請書が送付されますので、ご提出をお願いします。

【自動振込を希望しない場合】

●「高額療養費支給申請手続の簡素化の停止申請書」のご提出が必要です。様式をお送りしますので、秦野市国保年金課までご連絡ください。ご提出後は、今までどおり紙の高額療養費支給申請書をお送りしますので、都度、申請手続きをしてください。

【自動振込の対象外となる場合】

- 1令和4年12月以前に送付した申請書(申請書のご提出が必要です。)
- 2世帯主が変わった場合
- 3 指定された振込先金融機関口座に高額療養費が入金できなくなった場合
- 4国民健康保険税の滞納がある場合
- 5高額療養費支給申請書兼請求書の内容に偽りその他不正があった場合 等
- ⇒2~5に該当する世帯については、今までどおり紙の申請書をお送りしますので都度、申請手続きをしてください。

∼還付金詐欺にご注意ください~

- ・医療費の還付金がありますので銀行に行ってください
- ・以前送った書類が未提出なので携帯の番号を教えてください。

問い合わせ先 秦野市役所 福祉部 国保年金課 0463-82-9613(直通)

